

## 「公益文化事業」業務委託企画提案募集要項

### 1 趣旨

児童・生徒が直接芸術に触れる機会を提供し、教育文化の振興発展に寄与するとともに、保護者及び地域住民を含めることにより、教職員と保護者及び地域住民の交歓を図る機会の一助とするものであること。

### 2 募集対象業務の内容

(1) 委託業務の名称 令和7年度公益文化事業

(2) 委託内容

下記ア、イいずれかの事業を、別添「公益文化事業業務委託に係る仕様書」のとおり委託する。

ア 音楽事業

合奏団を学校に派遣して児童・生徒等に音楽鑑賞教室を実施

イ 芸術事業

伝統芸能・海外伝統団体を学校に派遣して児童・生徒等に芸術鑑賞教室を実施

(3) 委託期間

令和7年12月18日（木）限り

(4) 委託料の上限額

10,162,162円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 募集の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1者を選定し、業務を委託する。

### 3 応募資格

(1) 過去5年間に類似業務実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) この募集要項が到着した日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止基準による指名停止の期間に該当しないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 4 応募期間、方法等

(1) 参加の意志表示

令和7年2月13日（木）午後4時までに、10問合せ先及び応募書類提出先宛に電子メール又はファクシミリにて団体名・担当者名・電話番号・FAX番号を明記し、参加の意志を必ず示すこと。

(2) 応募書類の受付期間及び応募方法

令和7年2月20日（木）午後5時までに、持参又は送付のこと。（必着）  
持参する場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

- (3) 提出部数  
原本1部、コピー各11部  
※応募書類は、返却しない。  
※提出された応募書類等は、業者選定用以外に使用しない。
- (4) 応募書類
  - ア 業務委託応募書（様式第1号）
  - イ 企画提案に関する調書（様式第2号）
  - ウ 業務に要する経費に関する見積書（様式第3号）
  - エ 応募者に関する調書（様式第4号）
  - オ 業務内容を記載したリーフレット等
  - カ その他プレゼンテーションに必要なもの
- (5) 応募書類の入手方法  
応募書類については、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会ホームページ「お知らせ」 (<https://www.chibagojo.or.jp/>) からダウンロードすること。

## 5 委託業者選定委員会（プレゼンテーション）の開催

- (1) 日 時  
令和7年3月5日（水） 午後  
※業者ごとに開始時刻が異なるため、別途通知する。
- (2) 場 所  
千葉市中央区中央4-13-10  
千葉県教育会館新館8階  
千葉県教職員組合会議室
- (3) 内 容  
応募書類の説明及び公演テープ等によるプレゼンテーション  
(1業者当たり20分程度)  
※プロジェクター、演奏テープ及びプレーヤー等は、各自で持参すること。

## 6 審査基準

別添、審査基準のとおり

## 7 選定結果の通知

- (1) 令和7年3月10日（月）以降、企画提案者に対し郵便にて通知する。
- (2) 選考内容及び結果に関する問合せには、応じないものとする。

## 8 提案の無効に関する事項

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) この業務に対して、2つ以上の提案をしたとき。
- (3) この業務に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提出したとき。
- (4) 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

- (6) その他、提示した事項及び企画提案に関し定めた要件に違反、あるいは不適切な行為があったと判断されたとき。

## 9 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。  
(2) 委託業者選定委員会（プレゼンテーション）の参加は、必須とする。

## 10 問合せ先及び応募書類提出先

〒260-8629

千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁南庁舎9階）

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会

TEL 043-223-4120

FAX 043-224-6763

E-mail : bz600915@bz01.plala.or.jp

公益文化事業担当